

教育厚生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第176号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第5号） 第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第11目 第23目 第3款 民生費 第4款 衛生費 第1項 第2条 繰越明許費の補正 第3款 民生費 第3条 債務負担行為の補正 第2款 総務費 第1項中 第11目 第10款 教育費 第8項	原案可決
第179号議案	平成27年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第181号議案	平成27年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第182号議案	平成27年度長崎市診療所事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第183号議案	平成27年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第186号議案	日吉自然の家条例	原案可決
第187号議案	長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例	原案可決

第197号議案	長崎市立幼稚園条例の一部を改正する条例	原案可決
第198号議案	長崎市子どもを守る条例の一部を改正する条例	原案可決
第201号議案	長崎市伊王島セントロ・クートラル条例を廃止する条例	原案可決
第202号議案	長崎市ねたきり老人医療費支給条例を廃止する条例	原案可決
第206号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市永井隆記念館)	原案可決
第208号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市民会館)	原案可決
第209号議案	地方独立行政法人長崎市立病院機構定款の変更について	原案可決
第210号議案	地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の変更の認可について	原案否決
第211号議案	地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期目標について	原案可決
第215号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算(第6号) 第1条 第2項中 歳出 第3款 民生費	原案可決
第216号議案	平成27年度長崎市診療所事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決

第176号議案「平成27年度長崎市 一般会計補正予算 第5号」

民生費におきまして、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対して助成する高齢者福祉施設整備事業費補助金が計上。委員会におきましては、選定審査会における審査の結果、一部の評価項目において、配点よりも極端に低い評価となっている事業者に対し、補助金を交付する立場としての責任のあり方、圏域ごとに施設開設を進めるうえで、事業所の経営状況や職員充足率等を把握し、指導・助言を行っていく考えの有無についてたすなど、内容を検討。

その結果、一部委員から、長崎市民会館の指定管理に係る経費について

は、市が直接運営を行い、市民サービスの向上に努めるべきであるとの立場から認められないことを主な論拠とする反対意見が出された。

一方、高齢者福祉施設整備事業費補助金について、地域密着型サービス介護事業者の選定に当たっては、サービスの質を確保するため、選定審査会の結果をもとに、事業者に対し、改善に向けた指導を行ってほしいとの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定。

第215号議案「平成27年度長崎市一般会計補正予算 第6号」

民生費におきまして、野母崎診療所の建物内に設置される介護・福祉施設については、長崎市が建物の一部を貸付け、介護・福祉施設を運営する事業者が改修工事を施工し、その工事に係る必要な費用を補助することとしているが、法的基準を満たした耐火構造壁に係る工法の見直しが必要となったことなど追加工事が発生したため、当該工事費に係る補助金について増額補正を行うための高齢者福祉施設整備事業費補助金が計上。委員会におきましては、耐火構造壁について、計画通知書にメーカーの認定外である誤った工法が記載されているにも関わらず、誤った工法のまま確認済証を交付したことから、建築指導課における審査の方法についてたどりました。この点、理事者から、図面に記載されている認定番号の確認のみを行っており、本来確認すべきであった認定書に基づく審査を行っていなかったとの答弁がありました。

そのほか、施設開設から3か月以上経過しているにも関わらず、補助金の交付が滞っていることに関する、事業主や工事請負業者への対応状況についてたどすなど、内容を検討。

その結果、各部署の責任者においては、今後の業務をより良いものにするよう、審査過程の内容を十分に検証してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定。

第186号議案「日吉自然の家条例」

本条例は、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じて少年の健全な育成を図るとともに、自然に親しむ機会を提供することにより市民の生涯学習の振興を図るため、日吉自然の家を設置しようとするもの。

冒頭理事者から、平成28年11月から全面供用開始すること、また、平成28年度中は直営とするが、現在、地元と連携した宿泊体験学習が円滑に実施できるよう取り組んでおり、平成28年度中には一定体制が整うことから、平成29年度からは指定管理者制度を導入し、利用料金制とする予定であるとの説明がありました。委員会においては、低廉な使用料を設定し、大きな収入が見込めないにも関わらず、平成29年度から利用料金制を導入することの妥当性、指定管理者を公募で選定することに対し、非公募にする考の有無、条例の整備に当たり、廃止制定ではなく、全部改正とした理由についてたどすなど、内容を検討。さらに、委員会において、設置に係る条文に根拠法令の記載がないことから、将来的に子どもの居場所が担保されるのかどうか明確な説明を求めるため、教育長の出席を要請いたしました。

この点、教育長から、今回の条例には根拠法令を記載していないが、設置目的として、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じて少年の健全な育成を図ることで、これまでの青年の家と同様の目的を果たし、さらに併せて、市民の生涯学習の振興を図ることを条例の中に目的として示している。今後も、教育委員会が所管する教育施設として責任を

持って目的に沿った運営をしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、委員会におきましては、種々内容検討の結果、一部委員から、子供たちを中心に市民が利用する当施設は、本来、市の直営であるべきものであり、指定管理者による運営を行おうとする事は認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、長崎市立青年の家条例には記載のあった、設置にかかる根拠法令の精神をそのままに、指定管理者制度導入後も、確実に子どもたちの居場所が担保されるよう努めてほしい、農業体験、ペーロン体験等、これまで地元と協議し、準備を進めてきたことを生かせるよう、指定管理者の募集要項等の作成に取り組んでほしいとの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案を可決。

第208号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

本件は、長崎市民会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするもの。

委員会においては、指定管理者制度導入後の公民館講座開設の考え方、相談室と同じフロアに、工作室等の指定管理者が管理する施設を混在させることの妥当性についてたすなど、内容検討の結果、一部委員から、市民会館、中央公民館及び男女共同参画推進センターは、いずれも市が直接運営することにより、市民サービスの充実、向上に努めるべき施設であることから指定管理者制度の導入は認められない、指定管理者制度を導入することで、さらなる雇用の悪化を招くおそれがあることから認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、本年2月定例会の条例審査の際に、本委員会が指摘したことを鑑み、相談者や施設利用者の安全が図られるよう努めてほしいとの要望を付した賛成意見が出し、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定。

第209号議案「地方独立行政法人 長崎市立病院機構定款の変更について」

本件は、長崎みなとメディカルセンター 成人病センターを廃止することに伴い、地方独立行政法人 長崎市立病院機構定款を変更しようとするもの。

委員会においては、内容検討の結果、一部委員から、市内北部における自治体病院の存続を求める立場から認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、診療科目数の遵守等、これまで議会に報告されたとおりに運営がなされるよう努めてほしいとの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定。

第210号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の変更の認可について」

本件は、新病院整備等事業において駐車場棟建設予定地に雨水渠が埋設されていたことによる工期の延長等に伴う地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画の変更の認可に関して議会の議決をしようとするもの。

委員会においては、駐車場棟の設計変更にかかる経費を病院機構が全額負担するよう変更しようとする本議案を、雨水渠損傷の原因、責任の所在が明らかになっていない現段階で提出した理由についてただしました。

この点、理事者から、雨水渠の復旧にかかる費用の負担割合は、現在、施工業者と協議中であり結論は出ていないが、駐車場棟の設計変更に係る

経費については、雨水渠の存在を情報提供ができなかった市に責任があると考えている、また、駐車場棟の完成が遅れていることから、雨水渠復旧の後、早期に着工できるようにするため、今定例会に議案を提出したとの答弁がありました。

そのほか、雨水渠の復旧に係る費用と駐車場の設計変更にかかる経費について、市と施工業者との負担割合が同じでないことに対する見解、長崎市立病院機構評価委員会に対し、雨水渠損傷に至った経過等の説明の有無、関連する議案の委員会資料の作成のあり方についてたまたなど、内容検討の結果、反対の立場から、雨水渠の存在を把握できず、受注者に対し正確な情報提供ができなかったことに関しては、病院機構側に責任があることは明らかであるが、雨水渠損傷について、全ての原因や責任の所在が明らかになっていないことから、現段階で本議案についての議論はできないとの反対意見が出され、採決の結果、賛成なく原案を否決すべきものと決定。

第211号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構第2期中期目標について」

本件は、地方独立行政法人長崎市立病院機構 第2期中期目標を定めようとするもの。

委員会においては、内容検討の結果、一部委員から、市民病院は、自治体病院として市民へ責任を果たすべきであるとの立場から認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、成人病センターを廃止することによって赤字が増える可能性を踏まえたうえで、市民の負担の少ない医療が提供できるよう努めてほしいとの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定。

第216号議案「平成27年度長崎市診療所事業特別会計補正予算 第2号」

今回の補正は、野母崎診療所において、介護・福祉施設との間仕切壁が、法的基準を満たした耐火構造壁となっていないため、法的基準を満たす耐火構造壁への改修を行う経費について予算の補正をしようとするもの。なお、「平成27年度長崎市一般会計補正予算 第6号」について、同建物内に設置される、介護・福祉施設において、耐火構造壁に係る工法の見直しが必要となったことなど追加工事が発生したことによる補助金の増額補正が計上。関連があり、一部、一括して審査を行いました。

委員会におきましては、診療所部分の設計図書を作成した建築課と介護・福祉施設部分の計画通知書を確認した建築指導課における協議の有無とその内容についてたまたしました。

この点、理事者から、建築指導課においては、代理で申請を行う設計事務所との協議は行っているが、今回のように、同一建物において、同じ建築部内で発注する工事があることについて認識が足りず、情報提供や共有ができていなかった。今後は、事業主体である所管課とも協議をすることで、連携が図れるよう努めたいとの答弁がありました。

そのほか、委員会において、理事者の連携不足が原因で発生した費用に、公費を投じることになったことへの見解、1級建築士等の資格を有する技術職員の割合についてたまたなど、内容を検討。さらに、委員会において、今回の案件は、職員の確認ミスや連携不足によって引き起こされた問題であることから、職員の処分のあり方について総務部の見解を求めました。

この点、理事者から、今回の野母崎診療所及び介護・福祉施設改修工事の案件は、一連の動きの中で、職員の対応に問題があったと認識しており、

非常に重く受け止めている、総務部において内容を調査し、精査したうえで、処分の指針に照らし、早急に対応したい。研修等については、技術職員に対し、業務上必要な資格の取得を促すことにより資質を向上させるとともに、公務員倫理の研修についても、根気強く取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、委員会において、種々内容検討の結果、今回の問題は、建築部において本来なすべき業務や審査を怠ったことに起因しており、部内において協議・連携が不足していたことは明らかであるが、今後の処分、また、職員研修も含め、これまでのミスを挽回できるよう努めてほしい、金額の多寡にかかわらず、今回、手戻りが発生していることから、自分たちの小さなミスが、市民の莫大な損失につながる可能性があるということをお忘れず、今後の業務に取り組んでほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定。

第179号議案「平成27年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 第2号」

第181号議案「平成27年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算 第3号」

第182号議案「平成27年度長崎市診療所事業 特別会計補正予算 第1号」

第183号議案「平成27年度長崎市立病院機構 病院事業債管理特別会計補正予算 第2号」

第187号議案「長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例」、

第197号議案「長崎市立幼稚園条例の一部を改正する条例」、

第198号議案「長崎市子どもを守る条例の一部を改正する条例」

第201号議案「長崎市伊王島セントロ・クートラル条例を廃止する条例」

第202号議案「長崎市ねたきり老人医療費支給条例を廃止する条例」

第206号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

以上10件については、内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定。